

平成 29 年 2 月 7 日

奈良市長仲川元庸 殿

奈良公園の環境を守る会
代表 辰野 勇

再度のお尋ね

2017 年 2 月 2 日付で前回のお尋ねについて回答いただきありがとうございました。

しかしながら、当会としては全く理解できないもので、お手数ながら再度お尋ねします。市民に理解できるようなご回答をいただいたら、2 月 18 日の会合で報告したいと考えています。

1. 計画に対する見解

奈良県の計画を肯定されておられるようですが、あらゆる規制と反してホテルを建築することに賛成ですか。

2. 計画地に関する法律

文化財保護法ほか法律等が示されていますが、景観法、ならまほろば景観まちづくり条例が何故か除外されています。

規制法規や開発指導要綱について貴殿はどういう考えを持っておられるかご教示下さい。

3. 開発申請について

貴殿は、「都市計画法第 29 条第 1 項 3 号が適用され、開発許可は不要となります」と回答されています。

同法同条同号では「駅舎その他の鐵道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち、開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして、政令で定める建築物の建築に用する目的で行う開発行為」についてのみ開発許可を不要としています。

当会の会員は、ホテルの建設は上記開発不要の要件には該当しないと理解しています。

貴殿が開発許可を不要とするならば遺憾ながら法的な対応をしなければなりません。

この点につきご主張があればお知らせ下さい。